

令和元年度 企業賛助会員名簿

「福祉のまちづくり」にご協力いただいた企業の皆さま
ご支援ありがとうございました。 合計 50 社 340,000 円(順不同敬称略)

平塚交通(株)

神田交通(株)	(株)根布工業	(株)伊達建設	(株)エス・ケイ・デイ
みずほ証券(株)	(株)浅沼建設	高橋産業(株)	(株)MACK
(株)米善本店	(株)郵生	平塚化成(株)	横浜ゴム(株)
(有)深谷産業	平塚商工会議所	坂尻モーターズ	
(株)原電気商工	根本特殊化学(株)	シマヤ工業株	(株)ヤスエコーポレーション
プラス・モア(株)	(株)栄製作所	丸越工具(株)	ネットヨタ神奈川(株)
(株)サカエヤ	扶桑工業(株)	(株)河合工業所	ネットヨタ湘南(株)
湘南サッシ(株)	(株)ヒラボウ	美川ボデー(株)	(株)コスモ・サイエンス
(株)カナメ経営会計	湘南倉庫運送(株)	(株)鈴木製館所	(株)サントー
高崎金属(株)	(株)横浜テクニカ	丸島運輸(株)	(株)平塚ハマフォーム商会
(株)平塚イトウネジ	(株)湘南美装	(株)葦	日本パーカーライジング(株)
(株)ニチイ学館ニチイケアセンター	(財)平塚市交通安全協会	椎野正己司法書士法人	
(特非)ワーカーズ・コレクティブ笑顔	(特非)障害児・者・家族サポート事業所スプラウト		
(特非)ワーカーズ・コレクティブういず			

【加入にあたっての趣旨・お願い】

平塚市社会福祉協議会(市社協)は、市民・福祉施設・各種団体・行政などと協働して「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を目的として、様々な事業を展開しています。

子どもから高齢者、障がいのある方、福祉施設、そして地域にお住まいの方を対象に多様で広範囲にわたるコミュニティワークを通じて、日々地域福祉の向上のために実践していくことが私達の役目であると考えています。

つきましては、企業賛助会員として、福祉の向上と市民の要望に応えられる「福祉のまちづくり」に取り組む市社協の事業趣旨へのご賛同とともに、ご支援ご協力くださいますようお願い申し上げます。

事務局 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会
総務企画課 財務広報班 企業賛助会員担当
電話 0463-33-1377 FAX 0463-33-6588
住所 〒254-0047 平塚市追分 1-43 福祉会館 1階
受付 月～金曜日 8時30分～17時00分

URL:<https://www.hiratsukasyakyo.jp/business/donation/sanjo.html>



令和2年度 企業賛助会員ご案内

◇加入方法

市社協の趣旨、活動内容に賛同いただき、会費の納入をもって会員となります。

◇企業賛助会員（年会費） 1口 5,000円（何口でも結構です）

◇会費の納付方法について

①	②	③	④
同封のゆうちょ銀行払込取扱票に所定事項を記入の上、最寄りの郵便局で納付する	銀行振込みで納付する 下記口座へ事業所名にてお振込みください スルガ銀行 平塚支店（普）2371071 口座名義 フク）ヒラツカシシャカイフクシキョウギカイ	平塚市社会福祉協議会事務局（平塚市福祉会館）へ直接持参する	平塚市社会福祉協議会事務局が取りに伺います

※上記のいずれかの方法にてお願いします。恐れ入りますが、振込手数料はご負担ください。

※①②の場合は、領収書を後日郵送いたします。

※コロナウイルス感染拡大防止のため対面を避け、なるべく振込でのご協力をお願いいたします。

◇企業賛助会員の紹介及び特典

市内自治会回覧しています当協議会機関紙「福祉だよりひらつか」発行時に、企業賛助会員事業所を随時掲載させていただきます。また、企業賛助会員になっていただくことにより、御社で福祉研修会を企画される場合の講師料が割引となります。

◇加入実績及び会費の使途

①令和元年度加入実績 加入事業所数 50社（68口） 340,000円（裏面参照）

②会費の使途

- ・社会福祉の啓発の費用の一部として（福祉だよりひらつか 年6回（奇数月）発行）
- ・ボランティア啓発（ボランティア活動ガイド等の配布）や育成（各種ボランティア講座の開催）の費用の一部として
- ・子育て支援育成（子育て支援団体の助成・情報交換会や子育て支援研修会の開催）の費用の一部として
- ・福祉功労者への表彰や講演会の開催の費用の一部として

◇よくあるご質問

Q：地域の方が同様の主旨で来られました。企業賛助会員との違いを教えてください。

A：地区の社会福祉協議会の役員又は自治会町内会役員がお願いに伺う場合があります。こちらは地域内で行う福祉事業や行事に使われるなど、この企業賛助会員会費と使途目的が異なります。差し支えなければ、重ねてのご協力をお願いいたします。

Q：寄附金ではないのですか？

A：当協議会を賛助する会費となりますので寄附金ではありません。ご寄附を希望される場合は広く市内の地域福祉に活用する「平塚市社会福祉基金」その他、当協議会事業のいずれかに使途を限定した形でのご寄附も承ります。

Q：寄附金の税額控除を受けられますか？

A：社会福祉法人に対する控除が適用されますが、あわせて所轄税務署や税理士にご確認ください。